

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4138

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 22 日	支出額	172,000 円
項目	事務所費	充当額	137,600 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所賃借料 9 月分		
備考	保谷武		

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		*****	
取扱店	お取引日	時刻	
36306	07-08-22	13:35	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥172,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳		C 認証	
(1万円) (5千円) (1千円) 万円 千円 千円		(硬 貨) 円	
お振込明細またはご案内			
お 受 取 人	サイタマリソナ		
	ワラビ		
	普通 0005992		
ご 依 頼 人	1. アカイワフトウサツ様		
	登録番号 0001		
	ホヤタケツセイムカットウツムツヨ様		
電話番号		印紙税申告納	
取扱番号 220001		付につき浦和	
		税務署承認済	

*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →

事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 有限会社赤岩不動産 (以下「甲」という。)と借主 保谷 武 (以下「乙」という。)は、以下の内容で頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	ゴールドハイツ蔵 1階102号室 区画番号()		
	所 在 地	(住居表示) 蔵市中央3丁目17番23号 (登記簿) 蔵市中央3丁目4356番5		
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(5)階建/全(27)戸		
	種 類	店舗事務所	新築年 月	昭和60年 4月
	面 積	50.15㎡		
附 属 施 設		なし		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

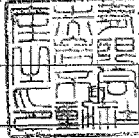
頭書(3) 契約期間1

令和5年 7月 1日 から 令和8 年 6月 30日まで (3年間)	
目的物件の引渡し時期	令和5年 7月1日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額172,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・ 共益費	なし
家 財 保険料	借主任意契約	敷 金	150,000円
附 属 施設料	なし	礼金	150,000円)
償 却			
その他の条件			
貸与する鍵	鍵No.		
	本 数		
賃料等の支払時期		翌月分を毎月末日まで	
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込		
	☐ 持 参	持 参 先	
	☐ 口座引落	委託会社名	

- 1 前借主の現況で引き継いだので、退却時内装はそのままとする。その他の損害を与えた箇所は修復するものとする。
 - 2 エアコン、自動ドアは残置物ですので、借主にて修理、交換することとなります。
 - 3 飲食店不可
 - 4 看板も取付の際 管理組合の承認が必要です。
- 本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主、借主、記名押印の上、各自1通を保有する。



令和 5 年 6 月 30 日

甲・貸主	氏名	有限会社赤岩不動産	TEL	048-431-2325
	住所	藤市中央1-25-6		
乙・借主	氏名	保谷武	TEL	
	住所			
丙・連帯保証人	氏名		印	TEL
	住所			
	極度額	1,720,000円		

	A	B
宅地建物取引業者	主たる事務所 所在地・TEL	主たる事務所 所在地・TEL
	商号又は名称	商号又は名称
	代表者の氏名	代表者の氏名
	免許証番号	免許証番号
宅地建物取引士	氏名	氏名
	登録番号	登録番号
	業務に従事する 事務所名	業務に従事する 事務所名
	事務所所在地 TEL	事務所所在地 TEL

※図は原則として実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4164

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 23 日	支出額	55,000 円
項目	事務所費	充当額	49,500 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所費（政務活動事務所 賃借料 9 月分）		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
取引銀行		取引店	口座番号
0017			*****
取扱店	お取引日	時刻	
56706	07-08-23	16:07	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥55,000	¥0	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳			IC認証
(1万円) 万 円 (5千円) 千 円 (1千円) 千 円 (硬 貨)			円
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0002		
ご依頼人	チハ" タツヤ様		
	電話番号		
	取扱番号	230001	
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

印紙税申告納
 付につき浦和
 税務署承認済

建物賃借契約書

(所在地) 加須市中央1丁目15-7建物1階南側部分13.2㎡(4坪)
(契約期間) 令和3年6月16日より令和5年6月15日まで
(賃貸料) 月額金65,000円也(税込)
(振込先) [REDACTED]

上記物件を賃貸人(甲) [REDACTED] と賃借人(乙) 千葉達也 とで、下記条件により賃貸借契約を締結する。

(第1条) (使用目的)

1. 乙は本物件を「埼玉県議会自由民主党議員団 県政調査事務所」として使用する。
2. 営業種目に変更又は追加する場合は、3ヶ月前に甲に対し書面にて通知し、甲乙改めて協議し甲の承諾を得なければならない。

(第2条) (賃貸借の期間)

1. 賃貸借の期間は、令和3年6月16日から、令和5年6月15日迄の満2年間とする。
2. 期間満了6ヶ月前に甲乙双方から書面による異議の申し出がない時は、更に2年間継続使用することができる。

(第3条) (賃料)

賃料は前記記載の通りとし、乙は翌月分の賃料を毎月末日迄に甲指定の前記銀行口座へ支払うものとする。

(第4条) (更新時の賃借料)

賃借料は賃貸借期間満了2ヶ月前までに、甲乙協議の上増額することができる。

(第5条) (経費の負担)

甲は、本物件の水道・電気・電話等その貸室の使用に付随する諸設備の使用料は、甲の負担において当該業者に支払うものとする。公租公課も甲の負担とする。

(第6条) (権利の移転)

乙は、予め書面による甲の承諾なくして本物件の賃借権を、第3者に譲渡したり、担保に提供したり、その全部又は一部を第3者に使用させもしくは、共同使用することはできない。

(第7条) (改造・補修)

乙は、次に掲げる行為をする為には、予め書面による甲の承諾を得るものとし、その費用は乙の負担とする。

1. 造作・設備を新設し、附加し、除去し、又は変更すること。

2. 取説の電気器具及びガス・水道等の設備以外の新設・移転又は除去もしくは、器具の容量を変更すること。

3. 看板の取り付け・広告用垂幕、窓ガラスに文字を記入すること等。

4. 本物件又は建築物に対し前各号に準ずる原状の変更をすること。

〔第8条〕（破損・滅失に対する責任）

乙又はその関係人が、その能すべき事由により本物件もしくは、その建築物ならびにその設備器具等を破損又は、滅失したときは、甲において補填又は、修理し、その費用ならびに損害金は、乙の負担とし甲の指定した日までに弁償せねばならない。

〔第9条〕（解約の申し入れ）

賃貸借期間中であっても、次の場合には本契約は終了する。

1. 甲が乙に対し、正当な事由に基づく解約の申し入れをなした後、6ヶ月を経過したとき。
但し、甲の申し入れにより、乙がその期間内に退去したときは、その時において本契約は終了するものとする。

2. 乙が甲に対し、解約の申し入れをして後3ヶ月を経過したとき。

3. 乙が甲に対し、解約の申し入れと共に解約申し入れ後の賃借料3ヶ月分を支払ったとき。

4. 甲が乙に対し賃借料の値上げを通告し、乙がこれに同意せず解約を申し出たとき。

〔第10条〕（契約の解除）

甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに将来に向かって本契約を解消することができる。

1. 乙が賃借料ならびに本契約記載の債務の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。

2. 乙が死亡したとき。但し、10日以内に後継人より書面による申し出があった場合には、この限りではない。

3. 乙において公序良俗に反する行為があったとき。

〔第11条〕（明渡しの履行条項）

本契約が期間満了・解約・解除その他の事由により終了したときは、乙は直ちに下記の条項に従い、本物件を明け渡さなければならない。

1. 乙は自然の消耗にかかるもののほか、本物件を原状に復するものとする。但し、乙がこれに従わないときは、甲において、これを行うものとし、その費用は乙が負担とする。

2. 乙は明渡し日までに、本物件内の乙の所有物等を、すべて搬出すること。乙がこれを実行しない時は、甲は10日間の猶予期間後、これを放棄したものとみなし、甲が任意に処分することができる。乙は、これがために生じた損害について、甲に賠償請求することができない。

3. 乙は、何等の名目を持ってするを問わず、本物件について支払った金銭の返還、移転料、立退き料、営業保証金等一切を甲に請求することはできない。

4. 乙は原状回復・明渡しに際して、甲に対しその事由名目の如何を問わず、本物件の造作・設備等について支出した必要経費等の償還請求を甲に対し一切行わないものとする。又、

乙は甲の同意を得て、本物件に附加した造作についてもその買取を甲に要求しないものとする。

(第12条) (負担事項等)

1. 甲は天災及び甲の責に帰さない火災・爆発・盗難又は、諸設備の故障・修理・維持保全、もしくは法律の改正・監督官公庁の行政指導に基づく工事等起因する乙の損害及び一時使用停止については、責任を負わない。
2. 天災・火災・その他、甲の責に帰さない事由により本物件の大部分が滅失又は破損し、その使用が不可能となった場合には、甲は乙に通知して、無条件で本契約を即時解約することができる。

(第13条) (建物使用上の遵守事項)

1. 乙は、本物件につき、修繕を要する箇所が生じたときは、速やかにその旨を甲に通知すること。
2. 甲又は、他の甲の賃借人の営業・業務等を妨害、その他迷惑を与えないこと。
3. 危険物・不潔物・悪臭を出すもの、重量物等を本建物内に搬入・格納しないこと。
4. 動物を本建物内に搬入・飼育しないこと。
5. 共同使用部分を本来の目的以外に使用しないこと。
6. 本物件内に居住、又は宿泊しないこと。
7. 乙、及びその従業員、ならびに乙の関係人は、本物件を善良なる注意をもって管理・使用すること。

(第14条) (規則の遵守)

甲が建物管理の必要上規則を制定し、又は、注意事項を定めこれを乙に通知し、又は、適当な場所に掲示したときは、乙はこれを守ります。

(第15条) (甲の立入権)

甲及び甲の従業員は、本物件諸造作・諸設備等の変更・修繕・防犯・防災・その他管理上必要と認められたときは、本物件内に立入りこれを点検し、適時の処置をとることができる。

(第16条) (紛争の解決)

本契約に紛争が生じた場合は、甲乙共に誠意を以って道義的に解決をはかるものとする。

(第17条) (書面による確認)

本契約各条項に基づく報告・承認・その他一切の意思表示は、すべて書面によらなければならない。

(特約事項)

建物本体の火災保険は甲の負担とし、乙の所有物の保険は乙の負担とする。

以上、本契約成立を証するために、本契約書2通を作成し、甲・乙が記名捺印の上、各々その1通を保持する。

令和3年6月15日

貸借人(甲) 住所

氏名

貸借人(乙) 住所 加須市中央1丁目14-17

氏名

千葉 達也

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4199

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	8,250 円
項目	事務所費	充当額	7,425 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代として		
備考	駐車場代 ￥7,700 振込手数料 ￥550		

支払証明書あり

理由 振込のため領収書なし

駐 車 場 使 用 契 約 書 （更新用）

[物件の表示]

名 称	グリーンパーキング	管理番号	
所 在 地	埼玉県春日部市一ノ割一丁目490-2		
賃 借 人	榮 寛美		

[賃料および支払方法等]

賃 料	月額 7,700 円(うち消費税 700 円)	敷 金	賃料の ヵ月分
管 理 費	月額 円(うち消費税 円)	(更新時積み増し金)	円
共 益 費	月額 円(うち消費税 円)		円
付属施設料	月額 円(うち消費税 円)	更 新	☒ 可 ☐ 不可
雑 費	月額 円(うち消費税 円)	更新手数料	新賃料の 1ヵ月分 (別途消費税)
契約期間	令和7年06月02日 から 令和9年06月01日 まで		
支払方法	☐ 持参 ☒ 振込 ☐ 口座振替		
振込先			

[契約車輛および任意保険]

車 名		保険会社名	
登録番号/色	/	証券番号/満期	/

[その他]

特約事項	乙は契約更新時に更新事務手数料として新賃料の1ヵ月分(別途消費税)を管理会社へ支払うこと。車庫証明発行の際、金5,000円(別途消費税)の費用がかかります。本契約に関する振込手数料及び口座引落手数料は借主負担とする。賃料は月単位契約です。住宅がある場合、前向き駐車すること。
------	---

令和 7 年 5 月 13 日

賃貸人（甲） 住所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

氏名： 貸主代理人（株）サンハウジング 代表取締役 金子勝博

電話： 048-739-1235

賃借人（乙） 住所：

氏名： 榮 寛美

電話：

勤務先：

住所：

連帯保証人（丙） 住所：

氏名：

印 電話：

極度額：

仲介人

免許番号： 埼玉県知事(3)第22757号

主たる事務所： 埼玉県春日部市大場1057番地1

商号又は名称： 株式会社サンハウジング

代表者： 代表取締役 金子 勝博

宅地建物取引士：

登録番号：

事務所名： 株式会社サンハウジング

電話： 048-739-1235

所在地： 埼玉県春日部市大場1057番地1

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4200

(1/1)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	80,000 円
項目	事務所費	充当額	64,000 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	9 月分事務所賃借料		
備考			

支払証明書あり

理由

建物賃貸借契約書（事業用）

譲渡

(1) 賃貸借の目的物

名称	森田貸事務所 1階 403号室
所在地（住居表示）	東京都東3丁目11番18号
構造・規模	鉄骨造延床面積約100㎡
用途	事務所（専断使用）
契約面積	1階部分 31.77㎡
公共水道（専用）、電気電力メーター（専用）、公共下水（専用）、冷暖房機、駐車スペース（2台分）電気給湯かし器1個	

(2) 使用目的

事務所として使用する。以下余白

(3) 契約期間

始期	令和7年7月1日 から	3 年 0 月間
終期	令和10年6月30日 まで	

貸主は、借主に対して1ヶ月間までに、また、借主は、貸主に対して3ヶ月間までに、書面により解約の申込みを行うことにより、それぞれ本契約を解約することができます。

(4) 賃料等

賃料	月額 80,000円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（管理費）	月額 0円（内消費税等 円・税率 %）
保証金（敷金）	80,000円 賃料1ヶ月分（費便済み）
保証金（敷金）の償却・割引	敷金の償却、割引はありません。
家賃保証	40,000円 3年加入 円
礼金	0円
支払時期	翌月分を 毎月27日までに支払う
支払方法	☒ 振込 ☐ 現金
振込先金融機関名・支店名	口振種別
口座番号	口座名義人・フリガナ
振込手数料負担者	借主 持主先

家賃保証は借主個人賠償責任に3年間加入。保証金額は家賃の対価により金額が異なります。上記の40,000円は目安とさせていただきます。以下余白

(5) 借主

借主	氏名	住所	電話
----	----	----	----

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること

建物の所有者	住所	氏名
--------	----	----

(6) 連帯保証の保証額

保証額	円
-----	---

(7) 家賃保証保証業者

家賃保証保証業者	商号または名称	電話
所在地		
家賃保証保証業者登録制度登録番号	国土交通大臣 第 号	

(8) 更新料に関する事項 更新料の有無（☐ 有・☒ 無）

更新料の金額	☒ 更新料の0.25ヶ月分 ☐ 円
--------	--

契約更新時の更新料はなしとします。但し、契約更新時に修繕作成費、他、更新手数料として借主、借主はそれぞれ仲介者に1ヶ月分の賃料の4分の1づつ22,000円（消費税込み）を支払うものとします。以下余白

特約事項

1.本物件の敷金は退去時、専門業者によるハウスクリーニングの工事費用に充てさせていただきます。
ハウスクリーニングにあたり業者からの見積書提示クリーニング工事に取り扱います。
クリーニング工事を敷金より少ない金額の場合は敷金の返還を協議し、敷金を返還するクリーニング工事費用の場合は金額の工事費を請求します。また、退去時室内で修繕工事等が必要と認められた場合、敷金を充てさせていただきます。以下余白

下記貸主と借主は、本物件について賃貸借契約を締結しました。その証として本契約書と連帯保証人、借主、借主、署名押印の上、各自その通を保有する。

令和7年6月2日

貸主（住所）	
（氏名）	（電話番号）

借主（住所）	
（氏名）	（電話番号）

連帯保証人（住所）

（氏名）	（電話番号）	（ ）
（保証額）	円	※連帯保証人が法人の場合には保証額は必要ありません

宅建建物取引業者・宅建士事務所

（この契約書は宅建建物取引業者が法に定められている書類を基に作成されています）

取引態様 ☒ 貸付 ☐ 代理

免許証番号 埼玉県知事（第）第 22151 号

事務所所在地 埼玉県浦和市浦和1066-1番地

1階

商号（株）ホームナビ

代表者 岡崎 英幸

登録番号

宅建士事務所

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4201

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	770 円
項目	事務所費	充当額	616 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	9 月分事務所賃貸借料振込手数料		
備考			

キャッシュサービスご利用明細			
毎度ありがとうございます。 お取引内容をお確かめのうえ、 お持ち帰りください。			
 埼玉りそな銀行			
取引銀行	取引店	口座番号	
0017		***	*****
取扱店	お取引日	時刻	
38041	07-08-25	14:52	
お取引内容	お取引金額(円)	手数料	
振込	¥80,000	¥770	
お取引後の残高(円)		おつり	

お取引現金内訳 (1万円) (5千円) (1千円)		C 認証	
万円 千円 千円 円		(使 買)	
お振込明細またはご案内			
お受取人			
	登録番号 0002		
ご依頼人	サイタマケンキ"カイキ"イン ナカヤツキ ヲ様		
	電話番号 048-541-8110		
取扱番号 400101			印紙税申告納 付につき浦和 税務署承認済 *****
*印紙税を納付しない場合は*印で消しております。 →			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4202

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	30,000 円
項目	事務所費	充当額	27,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所家賃		
備考			

事業用賃貸借契約書(事務所)＜更新＞③

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 柿沼 貴志 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物 の 構 造	名 称	野間貸店舗 1～2階 号室区画番号(東)	
	所 在 地	(住居表示) 埼玉県行田市忍2丁目17番12号	
		(登記簿) 埼玉県行田市忍2丁目148番地1 (家屋番号) 忍1003	
	構 造	木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・瓦鉛メッキ銅板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 ()/(2)階建/全(2)戸	
	種 類	居宅	新築年月 年月不詳
	面 積	約11.7㎡(登記面積 ㎡)	
	附 属 施 設		

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

県会議員事務所

頭書(3) 契約期間

令和7年 6月24日 から 令和9年 6月23日まで(2 年間)	
目的物件の引渡し時期	令和1年6月24日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 30,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 円 (内消費税等 円)	テナント 総合保険	借主自己手配 (保険証券の写し提出)
敷 金	据置90,000円 (賃料 3ヶ月)	看板 掲出料	無料	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
礼 金	初回30,000円 (賃料 1ヶ月)	更新料	新賃料の1ヶ月分	更新事務 手数料	新賃料の1/4ヶ月分 +消費税
その他の条件		自治会費は借主負担。			
貸与する鍵	鍵 No.				
	本 数				
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末 日まで			
賃料等 の支払 方法	☒ 振 込				
	振込手数料は借主負担となります				
	☐ 持 参	持 参 先			
	☐ 口座引落	委託会社名			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4203

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	5,110 円
項目	事務所費	充当額	4,599 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4204

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	10,000 円
項目	事務所費	充当額	9,000 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考			

政務活動費 領収書等貼付用紙

4204

(2/2)

駐車場使用契約書

☆契約期間は過ぎていますが自動更新になって
います

貸主 [redacted] と借主 柿沼貴志は、頭書に表示する不動産に関する駐車場使用を目的とする賃地借契約を締結した。

頭書（1）駐車場の表示

所在地 行田市忍2丁目144番1144番-12

頭書（2）使用目的

来客用駐車場

頭書（3）契約期間

令和2年8月1日から令和3年7月31日までの1年間

頭書（4）賃料

10,000円/2台（支払い方法：振込）

頭書（5）更新に関する事項

自動更新

[redacted]

[redacted]

貸主 署名 [redacted]

借主 署名 柿沼貴志

キャッシュサービスご利用明細

毎度ありがとうございます。
お取引内容をお確かめのうえ、
お持ち帰りください。

③ 埼玉りそな銀行

取引銀行	取引店	口座番号
0017	[redacted]	[redacted]
取引店	お取引日	時刻
56501	07-08-25	10:11
お取引内容	お取引金額(円)	手数料
振込	¥10,000	¥0
お取引後の残高(円)		おつり

お取引開始日時 (12/25) (14:55) (14:55)		C 印
お取引明細またはお取引		電話
登録番号 0004		
カキマタカセイエムカフーウマツヨ様		
電話番号 [redacted]		印紙税申告
取扱番号 250001		税務署承認

※領収書発行は、領収書が完了してからです。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4205

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	13,860 円
項目	事務所費	充当額	12,474 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	事務所駐車場代		
備考			

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4205

(2/2)

摘要	お支払金額	お預り金額	差引
07-08-25 .送金	*13,860		
← 馬車場賃借料(8月分)			

新白岡駅東口

パーキング契約書

賃 貸 人	(以下甲という)		
賃 借 人	渡辺 隆一郎 (以下乙という)		
所 在 地	白岡市新白岡4丁目7番		
名 称	パーキング	番 号	
賃 料	月 額 金	6,600 円	
車種・車番	777ウス	他/台	
賃料振込先	口座名義・ (振込手数料は乙の負担とする)		

上記駐車場を賃貸人(甲)と賃借人(乙)とで下記条項により賃貸借契約を締結する。

第1条(契約期間)

契約期間は、2023年7月1日より2025年6月30日 迄向こう2年間

但し期間満了の際は当事者協議の上本契約の更新することができる。

第2条(賃料)

賃料は上記の通り定め、毎月末日迄には甲の指定したものに翌月分を支払うものとする。但し、公租公課の増減又は近隣の賃借料に比較し当賃料が不相当になった場合、契約期間といえど賃料を変更できるものとする。

第3条(承諾・通知義務)

- 乙は本契約締結時上記記載の車両を変更する場合、事前に甲の承諾を得るものとする。
- 駐車場敷地内に於いて、近隣の付帯施設、駐車車両の損害を与えた場合、必ず甲に通知するものとする。

第4条(禁止事項)

乙は次の各号に該当する行為をしてはならない。

1. 契約車両以外の車を駐車すること。
2. 賃貸権の譲渡、又は転貸してはならない。
3. 駐車場に物置、タイヤ、危険物等部品を置くこと。
4. 駐車場の定位置の境界を侵害する事。
5. 駐車場内、近隣に対し迷惑となる行為(アイドリング等)をすること。
6. 違法車両(改造車)の駐車。
7. その他各条項に違反する行為。

第5条(免責事項)

乙の駐車車両に場内における事故発生或いは天災地変等による損害並びに火災、盗難等が発生しても甲は乙に対して何等の責めを負わないものとする。

新白岡駅東口

パーキング契約書

第6条 (解除)

甲乙双方の都合により本契約解除する時は1ヶ月前までに互いに通知し、期間満了と同時に乙は完全に同駐車場を明け渡すものとする。又、1ヶ月分賃料に相当する額を納めることにより解約期間を短縮できるものとする。

第7条 (契約解除)

乙が各契約条項に違反し、又は賃料を1ヶ月以上滞納した場合甲は何等の催告を要せず本契約は解除されるものとし、乙は即刻明け渡すものとする。明け渡し出来ない場合、明け渡しまでの間賃料の2倍に相当する損害金を甲に支払うことを乙は承諾した。

第8条 (規定外事項)

本契約書に定めない事由が発生した場合、甲乙誠意をもって道義的にこれを処理するものとする。

尚、駐車場内での盗難・事故・トラブル等については、一切責任を負いませんので御了承願います。

上記契約の証として本契約書2通を作成し甲乙双方記名捺印の上、各1通を所持するものとする。

2023年7月1日

賃貸人(甲) 住所

氏名

電話

FAX

賃借人(乙) 住所

氏名 渡辺 聡一郎

電話

携帯

1. 送金日には送金額と所定の手数料を合算して指定口座から引落しのうえ送金します。
2. 送金日の午後3時以後に引落口座へ入金する資金については、同日付の送金処理が行なわれない場合があります。
3. 本控えは、消費税の仕入税控除を受けるための書類となりますので大切に保管してください。

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4206

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	3,959 円
項目	事務所費	充当額	3,563 円
細目	事務所費	按分率	9/10
摘要	掃除用具一式		
備考			

別記様式第1号（第6関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4206

(2/2)

お客様 須賀あさお 様		納品・請求書 兼 領収書		ダスキン 光洋 株式会社 光洋 〒350-0066 川越市蓮雀町2-12 TEL 049-224-2380 FAX 049-225-4189 T9030001054930		
納品日	07年 08月 25日	次回訪問日	09月 22日	D月	00998 1W	
取 引	(現金)					
商 品 名		契約数量	単位	単 価	納品予定 数量 金額	納品・回収訂正 数量 金額 回収数量 金額
DWLH	吸塵吸水マット L(抗菌)	1	1	1969	1 1969	
BSC3G	おそうじペーパーク3 グレー	1	1	1990	1 1990	
BSSS-G	おそうじペーパーク3シヤシヤG		1		0	
BLALA-G	おそうじペーパーク377G		1		0	
BSC3CL	ペーパーク3用クリーナー				0	
10%合計				3,959	内消費税 (359)	
前回未収残		税込金額	消費税	合計金額	領 収 額	
		訂正後 税込金額	訂正後 消費税	訂正後 合計金額	訂正後 領収額	
(10%)		3,600	359	3,959	3,959	
DUSKIN		伝票 NO.0010331717				担当者名

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4207

(1/2)

日付	令和 7 年 8 月 25 日	支出額	160,100 円
項目	事務所費	充当額	128,080 円
細目	事務所費	按分率	8/10
摘要	事務所家賃代 (9 月分)・駐車場代 (9 月分)		
備考	事務所家賃 (9 月分) $155,100 \times 0.8=124,080$ 駐車場 (9 月分) $5,000 \times 0.8=4,000$ 政務活動に使用する割合が 8/10 以上であるため		

別記様式第 1 号（第 6 関係）

政務活動費 領収書等貼付用紙

4207

(2/2)

飯能信用金庫 [redacted] 支店 名義人 内沼博史

[redacted]				
D	7- 8-25	送金	155,100	メイクヘター(カ
[redacted]				
D	7- 8-25	送金	20,000	ヒラヌマ(カ カンリクチ

家賃内訳(メイクベター株式会社)	
家賃	¥130,000
共益費	¥5,000
駐車場代	¥6,000
消費税	¥14,100
合計	¥155,100

駐車場代(平沼株式会社)
駐車場代5,000 × 4台=20,000 内1台分=5,000

事務所賃貸借契約書

貸主 メイクベター(株) (甲)と、借主 内沼博史(乙)との間に建物の賃貸借につき下記のとおり契約を締結する。

所 在 飯能市双柳373番地12 あおぞらビル202号室
構 造 鉄骨造
床面積 2階東南店舗部分 約90.75㎡

第1条 (賃貸借の目的)

乙は、事務所として使用する目的をもってこれを賃借した。乙はそれ以外の目的に使用してはならない。

第2条 (賃貸借の期間)

賃貸借の期間は、2024年6月1日から
2027年5月31日までの3年間とする。

第3条 (契約の更新)

1. 甲及び乙は協議の上、本契約を更新することができる。
2. 本契約の更新は、書面による契約書を作成することを要する。
3. 更新の際の更新料は、新賃料の1か月分とする。

第4条 (賃料等)

1. 賃料は1ヶ月金13万円(消費税別)、共益費金5000円(消費税別) 駐車場代1台分金6000円(消費税別)とし、甲に対して毎月末日までに、その翌月分を次の口座に送金して支払うものとする。振込手数料は乙の負担とする。

振込口座

普通口座

名義人

2. 電気、衛生費その他これに準ずる経費は名義の如何にかかわらず、乙の使用した分に対するものは乙の負担とすること。
3. 水道料金及びガス料金については、共益費に含まれるものとする。但し、乙の使用した料金が明らかに共益費を超えたときは、甲は乙に共益費を超えた部分を請求できるものとする。

第5条 (敷金)

1. 乙は、甲に対し、本契約に基づいて生ずる乙の債務を担保するため、敷金として賃料の3ヶ月分を本契約と同時に預託する。
2. 甲は本契約が終了し、乙が本件建物を明け渡した後、30日以内に、前項の敷金から、本契約に基づく乙の未払い債務を控除した後の残金を返還する。この場合において敷金に利息を付さない。
3. 乙は、本件建物を明け渡すまでの間、敷金返還請求権をもって、甲に対する賃料その他の債務と相殺することができない。

4. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

第6条（賃借権の譲渡・転貸）

乙は、事前に甲の書面による承諾なくして、第三者に本件賃借権を譲渡もしくは転貸し、または、本件建物の模様替え、造作もしくは工作その他の現状を変更してはならない。

第7条（契約の解除）

乙が次の各号の一つに該当した場合、甲は催告なくして、直ちに本契約を解除することができる。

1. 賃料の支払いを1回でも遅滞したとき。
2. 乙が破産・仮差押・仮処分・差押・競売開始の決定を受け、又は滞納処分を受けたとき。
3. 賃料の支払をしばしば遅延し、又は近隣とのトラブル等により、甲と乙の本契約による信頼関係を破壊するに至ったと認められるとき。
4. 連絡が取れない状況になって1ヶ月以上経過したとき。
5. 借主が暴力団員と判明したとき並びに借主が暴力団と一定の関係にあると判明したとき。
6. その他、本契約に違反したとき。

第8条（契約の解約）

1. 双方の都合により本契約を解除するときは、乙においては3ヶ月前、甲においては、6ヶ月前にお互いに通知し、期間終了と同時に甲立会いの上、乙は完全に甲に本物件を明け渡すものとする。この際の賃借料は、期間に応じて日割清算するものとする。
2. 乙は、前項の規程にかかわらず、3ヶ月分の賃料相当を甲に支払うことにより、本契約を直ちに解約することができる。

第9条（契約の消滅）

天災地変、公用徴収、都市計画等により建物が消滅または毀損し、その効用を失った場合には、本契約は当然消滅する。

第10条（原状回復義務）

1. 期間満了、契約の解除、解約、消滅、その他により本契約が終了する際、本件建物内に乙（乙の関係者含む）の工作物又は残置物等が存在する場合は、乙は自己の費用をもってこれを撤収し、本件建物を現状に復して甲に明け渡す。
2. 前項の明渡しに際して、乙は甲に対して、立退料、営業補償料又はこれに類する請求、造作等の買取請求は絶対にしないこととする。
3. 乙が本件建物を明渡しした後に、本件建物内に残置物がある場合、乙はその残置物の権利を放棄したものとする。残置物については、乙が甲にその処分一切を任せたものとし、甲に任意に処分されても異議がないこととする。また、処分に掛かった費用については、乙の負担とする。

4. 契約が終了したにもかかわらず、乙が賃借物の明け渡しをなさないときは、乙は甲に対し明け渡しの日まで賃料の1.5倍の損害賠償を支払い、なおこれがために甲が損害をこうむった場合にはその損害も同時に賠償する。

第11条（損害負担）

1. 乙が火災、盗難等をこうむった場合、その責任を甲に請求しないこと。
2. 店内備品及び電気、ガス、水道が汚損・破損・故障した場合は乙の負担にて修理するものとする。
3. その他、賃借物に付帯する修理費は、乙の負担とする。

第12条（通知義務）

乙が次の各号の一つに該当したときは、甲に対し速やかにその旨を通知しなければならない。

1. 1ヶ月以上にわたり不在とするとき。
2. 氏名、勤務先、連絡先、電話番号等、別紙入居審査申込書の記載事項に変更のある場合

第13条（連帯保証人）

丙は、賃借人乙の保証人となり、本契約書の条項全てについて、乙と連帯して履行の責を負う。

第14条（管轄裁判所）

本契約に関して紛争を生じたときは、飯能簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めていない事項については、甲、乙協議の上、誠意をもって解決する。

第16条（特約条項）

1. 電気代については、2階全てで請求が来るため、2階を賃借している賃借人のそれぞれの面積按分で甲が乙に請求するので、請求のあった月の月末までに、家賃と一緒に振り込むものとする。
2. 退室時のルームクリーニング代金は乙の負担とする
3. 乙は契約期間中、借家人賠償保険に加入しなければならない。契約の期間中に、保険期間が満了してしまう場合は、満了前に保険を更新し、無保険の期間が無いようにしなければならない。
4. 家賃の支払いを怠る等、乙の責めに帰すべき事由により、甲が行った内容証明その他郵便物の送付等の費用は乙の負担とする。
5. 万一、強制執行による退去になった場合、その執行に掛かる一切の費用は、乙の負担とする。
6. 鍵を紛失した場合、乙は退出時に罰金として金2万円を甲に支払うものとする。

契約の証として、本契約書3通を作成し、甲、乙、丙、各1通を保管する。

令和 6 年 5 月 31 日

甲：賃 貸 人 住所 飯能市双柳373-12-1F

メイクベター㈱

氏名 代表取締役 谷脇 道

乙：賃 借 人 住所

飯能市岩沢729-2

氏名 内 沼 博 史

丙：連帯保証人 住所

氏名

仲介業者

取引主任者 登録番号 () 第

号 氏名

駐車場賃貸借契約書 <更新契約>

賃貸人(甲)と賃借人(乙)とは、下記の契約内容を承諾のうえ、本賃貸借契約を締結する。

駐車場名	双柳駐車場	番 号	N0	駐車料金	月額20,000円
所 在 地	埼玉県飯能市双柳373-10				
契約期間	令和7年 7月 1日から令和9年 6月30日迄の2年間とする。				
振 込 先			口 座		
			名 義		
メーカー、名称	ホンダ ステップワゴン 黒	色		登録番号	

- 第 1 条 賃料は毎月27日までに翌月分を甲の指定口座(上記)に振り込むこと。
振込手数料は乙の負担とする。
- 第 2 条 本物件を駐車場のみに使用し、建築物や工作物は設置してはならない。
- 第 3 条 指定車両以外の車を置いてはならない。
- 第 4 条 乙は本駐車場を第三者に使用させたり賃借の譲渡及び転貸をしてはならない。
- 第 5 条 乙は駐車スペースを常に清潔に使用し、雑草等生えない様自主管理しなくてはならない。
- 第 6 条 乙は、本駐車場内に消防法、その他の法令等により危険物として指定されている物品の持ち込みをしたり、定位の境界を侵害したり、その他近隣の迷惑となるべき行為を一切なざること。
- 第 7 条 乙の車に対して起きた事故、悪戯、盗難、天災地変による傷害、無断駐車等について甲は責任を負わない。よって、加害者、被害者の当事者間で、解決することとする。
- 第 8 条 乙が解約を申し出る時は、1ヶ月前までに、仲介者に通告しなければならない。但し、1ヶ月分を支払うことにより即時解約出来る。
- 第 9 条 解約の申し出が遅れた場合には、遅れた日数分の賃料を通告延滞金として甲に支払う。
- 第 10 条 甲は駐車場の廃止により契約の解除をする場合には、契約期間中であっても1ヶ月前以上に乙に通告することにより契約の解除ができる。
- 第 11 条 今後、本契約期間中に消費税率の改定があった場合には当然に新税率あるいは新税率が適用され、乙は以後の駐車場料金等の支払いについて新税率で計算された料金を支払う事をあらかじめ承認する。

- 第 12 条 乙又はその関係者において、故意・過失・その他の事故により、甲の設備・造作・その他駐車中の他の車両等に生じた損害は、乙が直ちにその金額を賠償する責めを負う。
- 第 13 条 乙が、賃料の支払を1ヶ月以上怠った場合、又は第2条乃至第4条に違反した時、本契約の各条項に違反した時は、通告を要せずして即時契約の解除ができる。
- 第 14 条 更新時は、乙は更新事務手数料として新賃料の1ヶ月分+消費税を支払うこと。
- 第 15 条 駐車場内は、禁煙とする。

本契約の証として甲乙捺印し、本書を作成して各々一通を所持する。

令和7年 5月 30日

貸主(甲) 住 所
氏 名
所在地 埼玉県飯能市仲町2-3
(甲)代理人 商号 全平沼株式会社
電 話 042(972)780

借主(乙) 住 所 〒357-0023 飯能市岩沢729-2
氏 名 内沼 博史
電話番号
ご自宅 042 (972) 6432
お勤め先
(社 名)

- 重要事項再確認
- 賃料は毎月27日迄に翌月分を支払う。
 - 振込料は乙の負担。
 - 場内のトラブルは当事者間で解決する。
 - 解約は1ヶ月前までに仲介者へ通告する。
 - 解約通知が遅れたら遅れた分の賃料を支払う。